

令和2年4月21日

各学部等の長  
各学内共同教育研究施設の長 殿  
事務局各部長

学 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究活動に係る考え方について(通知)

文部科学省高等教育局高等教育企画課から令和2年4月13日付け事務連絡において『新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく「緊急事態宣言」を受けた研究活動に係る考え方について』の周知がありました。

また、令和2年4月17日付けで鹿児島県知事から「緊急事態宣言を踏まえた大学等の臨時休業について」要請があり、本学においても4月22日(水)から5月6日(水)までの間、臨時休業体制をとることになりました。

これらの状況を踏まえ、本学における当面の研究活動に係る考え方について、以下のとおり取り扱うこととしますので、研究活動に従事する教職員や学生の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

## ○研究活動に係る考え方

下記の①～③のように、現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者(事情によっては、大学院生・研究員も可)に限り研究室に立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は自宅での作業を行うこととします。

なお、立ち入る際であっても、現場での滞在時間を可能な限り減らすこととします。

- ① 継続した実験等を行っており、中止すると当該研究の遂行に著しい支障が生じる業務に従事する研究室関係者
- ② 実験用生物の世話等、研究材料の維持のために入室の必要がある研究室関係者
- ③ その他自宅では対応出来ない重要かつ緊急の業務を行う必要がある研究室関係者

なお、研究の内容は各部局や各施設により大きく異なっていることを踏まえ、活動制限に関する具体的な内容につきましては、各学部等の長や各学内共同教育研究施設等の長、あるいは各研究室の責任者の責任において、ご判断ください。

担 当：研究推進部研究協力課 研究協力係  
内 線：3224  
E-mail：kenkyo@kuas.kagoshima-u.ac.jp